

(仮称) 白岡市市民参画条例の骨子に対する パブリックコメント実施のお知らせ

現在、市では、市政への市民参画を推進するための手続などを定める、「(仮称)白岡市市民参画条例」の策定に取り組んでいます。

公募による市民で構成される「自治基本条例市民推進会議」にご協力いただき、条例の骨組みとなる「(仮称)白岡市市民参画条例の骨子」を作成しましたので、この条例骨子に対する、皆さんからのご意見を募集いたします。

意見募集の概要は以下のとおりです。条例案を策定する参考とさせていただきますので、ご意見をお寄せください。



【公表資料及び公表場所】

- 1 公表する資料 (仮称)白岡市市民参画条例の骨子及び骨子のポイント
- 2 公表場所
 - (1) 市役所(1階市政情報コーナー・3階市民協働課)
 - (2) 中央公民館
 - (3) コミュニティセンター
 - (4) 市公式ホームページ

【意見の募集期間】

平成24年11月12日(月)から平成24年12月12日(水)まで
* 郵送の場合は平成24年12月12日(水)必着

【意見提出の際にご記入いただく事項】

住所、氏名、電話番号・メールアドレス、意見提出者の区分(以下の1~5のうち該当するものを明記)及び条例骨子に対するご意見

- 1 市内に住所を有する者
- 2 市内の事務所又は事業所に勤務するもの
- 3 市内の学校に在学する者
- 4 市に対して納税義務を有するもの
- 5 その他パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの
(利害関係の内容を具体的に記入してください。)

* 必要事項の記入が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。

* お寄せいただいた意見は、住所・氏名を除きそのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文には記入しないようにしてください。

【意見の提出方法及び提出先】

1 提出方法

持参（代理人によるものを含みます。）、郵送、ファクシミリ、電子メール

2 提出先

住 所 〒349-0292 白岡市千駄野 432 番地

あ て 先 白岡市市民生活部市民協働課市民協働担当

FAX 番号 0480-92-9096

メールアドレス kyoudou@city.shiraoka.lg.jp

※持参の場合は、中央公民館、コミュニティセンターでもお預かりします。



お 問 合 せ 先

白 岡 市

**市民生活部市民協働課市民協働担当
電話0480-92-1111(内線382)**